

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

2025 年 10 月 16 日

株主各位

山梨県中巨摩郡昭和町西条 1514 番地
(本社 東京都品川区西五反田二丁目 27 番 3 号)
株式会社フレアス
代表取締役社長 澤登 拓

当社は、2025 年 10 月 31 日（金曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、基準日から 3 ケ月以内に開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上